

令和6年度
社会福祉法人指導監査結果報告書

中津市健康福祉部監査指導室

I 指導監査の実施方法について

社会福祉法人の指導監査については、関係法令・通知、中津市社会福祉法人等指導監査実施要綱、中津市所管社会福祉法人指導監査実施方針等を基に、実地にて監査を行った。

社会福祉法人については、公益性・非営利性を確保する観点等から、平成29年4月1日に施行された改正社会福祉法により、①経営組織のガバナンスの強化、②財務規律の強化、及び③事業運営の透明性の向上が義務付けられたところである。

令和6年度の指導監査については、改正後の3回目の監査ではあるが社会福祉法に定める運営体制が確保されているかどうかを重点事項とし、(i) 評議員の選任及び評議員会の招集・運営に関する事項、(ii) 評議員、理事及び監事の報酬に関する事項、(iii) 事業運営の透明性の向上に関する事項についての確認を行った。

その他、役員を選任状況、理事会の開催状況、法人の契約手続きの状況、会計及び現金管理の状況、社会福祉法人内での資金移動の状況等についても実地にて監査を行った。

II 指導監査の実績について

1 指導監査における評価基準

指導監査を行うにあたっては評価基準を設け、「文書指摘事項」「口頭指摘事項」「助言事項」の3項目に分類した。文書指摘事項及び口頭指摘事項については、法人に対して文書により通知を行った。文書指摘事項については、是正改善状況又は改善計画について報告期限を設け、法人から文書による報告を求めた。

文書指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・ 関係法令、通知等に抵触しており、その内容が比較的著しい事項・ 以前に口頭指摘を受けた事項で、数年経過しても是正・改善されていない事項
口頭指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・ 関係法令、通知等に抵触しているが、その内容が比較的軽微な事項・ 改正された法令、通知のうち、周知期間が十分経過していないものに抵触しているが、重大な支障を生じていない事項
助言事項	<ul style="list-style-type: none">・ 不備の程度がより軽微な事項及び社会通念に照らして改善が望まれる事項

2 指導監査の改善指導件数

令和6年度に実施した指導監査における指摘件数は、下記のとおり。

中津市所轄の 社会福祉法人数	令和6年度監査 実施法人数	改善指導件数		
		文書指摘件数	口頭指摘件数	助言
28	9	11	14	18

3 指導監査の指摘内容

令和6年度に実施した指導監査の文書及び口頭指摘件数の法人別内訳は、以下のとおり。

	法人名 (主な施設)	実施日	文書指摘	口頭指摘
1	聖ヨゼフ寮 (聖ヨゼフ寮)	R6. 10. 18	0	0
2	下毛もみじ会 (もみじ園)	R6. 10. 30	1 ・評議員の法人職員との兼職、 理事数と評議員数が同数	3 ・評議員選任・解任委員会の委員構成の不正と報酬の明文化 ・評議員会の招集手続きと議決手続きの不正 ・内部取引の未消去と附属明細書様式の誤り
3	健清会 (むくの木)	R6. 11. 8	0	1 ・評議員会の招集手続き不正
4	鶴居福社会 (鶴居保育園)	R6. 11. 27	6 ・法人登記の遅延 ・理事長選定手続きの遅延 ・評議員選任手続きの不正 ・評議員会の遅延と記録の不正 ・理事会の遅延と記録の不正 ・計算書類及び附属明細書の不正	0
5	浅沼福社会 (若草こども園)	R6. 12. 4	2 ・理事会の記録の不備及び理事長の職務執行状況の未報告 ・理事選任手続きの不正	1 ・契約手続きの不正
6	真珠園 (真珠園)	R6. 12. 11	1 ・評議員会の招集手続きの不正、記録の不正及び評議員の選任手続きの不正	3 ・附属明細書の未作成 ・支出区分の不正 ・契約手続きの不正
7	愛光会 (愛光こども園)	R7. 1. 30	1 ・定款の基本財産面積の誤り	2 ・理事選任に係る書類の不備 ・契約手続きの不正
8	ひかり福社会 (光保育園)	R7. 2. 13	0	2 ・注記の不正 ・社会福祉充実残額の算定誤り
9	みどり会 (フロンティアなかつ)	R7. 2. 20	0	2 ・理事会及び評議員会の招集手続き不正 ・評議員会の記録の不正

Ⅲ 指導監査結果の総括について

法人により指摘件数にばらつきはあったが、以下が指摘（助言含む）件数の多かった事例である。

1 理事会及び評議員会の招集手続きについて

理事会及び評議員会の招集手続きにおいて、議決が確認できない事例や適正な期日までに議決が行われていないなどの事例が見受けられた。評議員会の招集については理事会にて決議し、計算書類の据え置き期間を評議員会開催までに中14日以上設けるよう指導した。

2 計算書類、附属明細書、注記について

作成すべき附属明細書が作成されていない、注記の様式が異なる等の事例が見受けられたため、適正な資料を作成するよう指導を行った。

3 契約手続きについて

自法人の経理規程等に違反して契約書を作成していない法人が複数見受けられた。自法人の経理規程等を順守して契約書を作成するよう指導を行った。

4 理事会及び評議員会の記録について

記録に必要な記載事項の漏れや確認者の記名押印漏れなどが見受けられた。記録の真正性を確保するため、定めた方法で記録を作成するよう指導した。